

第1章 坂東市環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、かつての高度経済成長期に多発した産業活動による公害問題よりも、私たちが快適で豊かな生活を手に入れるために、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生が環境に多大な負荷を与え続けてきた結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物の種の減少や環境ホルモンなど、生活に身近な問題だけでなく、地球規模の問題まで多岐にわたるようになりました。

国際社会では、地球規模へと発展した環境問題に対処するため、1992年(平成4年)に、「環境と開発に関する国際連合会議(地球サミット)」が開かれ、持続可能な開発のための諸原則を掲げた「リオ宣言」や具体的な行動計画である「アジェンダ21」が採択され、さらに気候変動枠組条約や生物多様性条約も採択され、これ以降、国際的な地球環境問題への取り組みが本格化しました。

我が国では、地球環境問題への取り組みが大きな課題となる中、環境負荷の少ない社会経済活動への転換や公害対策と自然環境保全対策の統合が必至となり、新たな環境施策の展開を図るため、1993年(平成5年)に「環境基本法」が制定されました。1994年(平成6年)には、国の施策と、地方公共団体、事業者、国民などに期待される取組等を明らかにした「環境基本計画」が策定され、持続可能な社会の構築へ向けて動き出しました。1999年(平成11年)には、「温暖化対策推進法」が施行され、国連気候変動枠組条約の京都議定書が日本に義務づけた温室効果ガスの6%削減(1990年比)を達成するための計画の策定と推進が進み始め、2000年(平成12年)には、「循環型社会形成推進基本法」が施行され、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を柱とした循環型社会づくりに向けた法体系が整備されるなど、環境施策を取り巻く状況は大きく変化しました。さらに、現在は、2012年(平成24年)に改訂した第4次環境基本計画により、持続可能な社会の実現を目指し、総合的な施策が展開されています。

茨城県においても、1996年(平成8年)に「茨城県環境基本条例」を制定し、2003年(平成15年)には「茨城県環境基本計画」を改訂、環境の保全と創造のための基本理念、市町村、事業者及び県民の役割を明記するとともに、計画の適切な進行管理を行うための「環境指標」を設定し、計画を推進しています。

本市では、地球温暖化問題に積極的に取り組むため、「坂東市地球温暖化対策実行計画」を策定し、全庁を挙げて省資源・省エネ行動に取り組むほか、坂東市地球温暖化対策検討委員会を立ち上げ、市民や事業者に向けたCO₂削減のための取り組みやその効果について情報提供を行うなど、市民の意識の高揚と理解を求めてきました。また、ごみの減量やリサイクル、不法投棄問題など、従来からの課題に加え、その時々課題に対応した環境施策を展開してきました。

2008年（平成20年）6月、本市の豊かな水と恵まれた緑に囲まれた自然環境をよりよい形で後世に引き継いでいくために、「坂東市環境基本条例」を制定し、市の環境の保全に関する基本理念や環境の保全に関する各主体の責務を定めました。この基本理念の実現を目指し、坂東市の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を推進するため、坂東市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画に基づき、市・市民・事業者が協働で目標に向かって環境保全に取り組み、坂東市の自然豊かな環境をよりよい形で将来へと引き継いでいくことが求められます。

《坂東市環境基本条例に定める基本理念》

- 1 環境の保全は、私たちを取り巻く環境が、自然の生態系と微妙な均衡のもとに成り立っており、私たちの社会活動により様々な影響を受けるものであること、また、豊かな自然環境の恵みをすべての生物が享受し共生していることを認識し、良好な環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減すること及びその他の環境保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換により持続的な発展が可能な社会を目指して行われなければならない。
- 3 環境の保全は、自然環境が多様な構成要素と密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、私たちの活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人が共生できる社会の実現を目指して行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、市民及び事業者が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

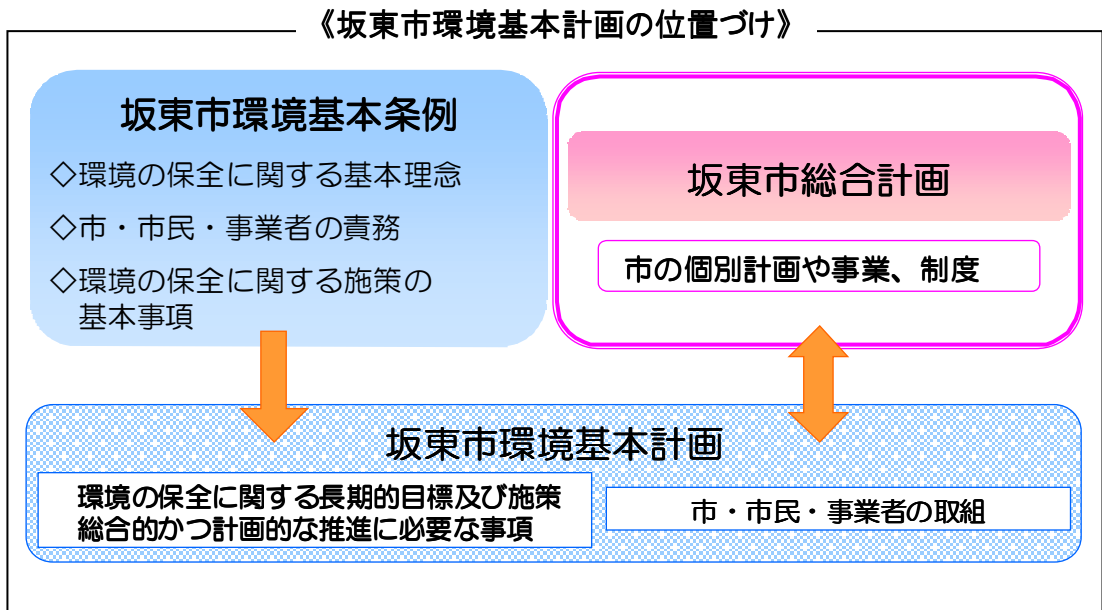
2 計画の位置づけと役割

本計画は、坂東市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第7条に基づく計画であり、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

また、「坂東市総合計画」に示す市の将来像『人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、市の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、市・市民、事業者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、市、市民、事業者の各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取組を示し、主体的な行動を促進します。



3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、坂東市環境基本条例に係る環境全般を対象とします。

分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

自然・文化環境	地勢・地質、河川・湖沼等、植物、動物、森林、水辺、農地、緑化、自然とのふれあい、歴史的・文化的環境
生活環境	大気、水、騒音、振動、悪臭、土壌、地盤沈下、有害化学物質、放射能汚染
地球環境	地球温暖化等、新エネルギー
循環型社会	廃棄物、リサイクル
環境保全活動 (パートナーシップ)	環境教育・環境学習、環境保全活動

4 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 坂東市環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 坂東市の環境のいま

本市の地域概況と5つの分野に分けた環境の現状を整理しました。その中で、自然環境からは地域の代表となるものを紹介し、循環型社会及び環境保全活動からは、活動の紹介とメッセージをとりあげました。また、計画に市民の意見や視点を反映させるために、市民及び事業者を対象としたアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 計画の目標と施策体系

坂東市環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本市の望ましい環境将来像と環境分野別の5つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と市・市民・事業者の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。

第5章 リーディングプロジェクト

計画を推進していく中で、全体を先導していく施策を、リーディングプロジェクトとして位置づけ、重点的な取組を示しました。また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

第6章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、坂東市のすべての市民及び事業者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 市民の役割

市民は、日常生活に伴う資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

事業者は、従業員も含めた事業所全体で、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減、緑化の推進その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全します。また、市が実施する環境施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。